

恵下埋立地（仮称）の工事区域内における鉛の土壤汚染状況調査について（中間報告）

1 鉛の土壤汚染状況調査（中間報告）について

(1) 経緯

- ① 本市が一般廃棄物の最終処分場として整備を進めている恵下埋立地（仮称）の建設工事（以下「建設工事」という。）の区域内において、平成 28 年 8 月、廃タイヤの燃え殻が発見され、その燃え殻を分析したところ、ダイオキシン類と鉛が検出されました。
- ② 周辺住民の皆様への不安を払拭するため、燃え殻の発見された場所から上の地域におけるダイオキシン類と鉛の有無を確認することとし、平成 29 年 4 月から 5 月までの間、工事区域内の 6 地点の表層土壌の環境調査（以下「追加表層土壌調査」という。）を実施したところ、3 地点で環境基準を超える鉛が検出されました。（ダイオキシン類については、全ての地点で環境基準以下。）
- ③ この調査結果を受け、改めて、平成 29 年 6 月末から、土壤汚染対策法（以下「土対法」という。）に基づき、環境大臣の指定を受けた指定調査機関による土壤汚染状況調査を実施しました。

(2) 調査の概要

- ① 指定調査機関が、建設工事区域（土地を改変する区域）約 27 万㎡の全域について、30 m 格子区画で区分し、それぞれについて以下のとおり、鉛の土壤溶出量^{※1}と鉛の土壤含有量^{※2}の調査を実施しました。

調査の場所	調査の方法（又は調査の考え方）
ア 追加表層土壌調査で、環境基準を上回る鉛が検出された土壌②、土壌③、土壌④の地点を含む 30m 格子区画内	(1) それぞれ 9 つの単位区画(10m 格子)毎に、試料を採取して分析
イ アの調査区画以外の試料採取区域	(1) 30m 格子区画毎において、それぞれ 5 地点で試料を採取し、それらを混合して分析 (2) (1)の調査で、土壤溶出量の基準を超えた 30 m 格子区画については、アの調査方法で再調査
ウ 試料採取が不要とした区域	(1) 追加表層土壌調査の結果と、上記ア及びイの調査結果を踏まえ決定

※1 鉛の土壤溶出量（基準：0.01mg/L 以下）： 土壌から 10 倍量の水を加えて十分に振り混ぜた場合に、水に溶け出してくる鉛の量

※2 鉛の土壤含有量（基準：150mg/kg 以下）： 土壌の中に含まれている鉛の量

- ② なお、廃タイヤの燃え殻区域については、燃え殻の撤去後に、鉛の土壤汚染状況調査を実施します。

2 調査結果（中間報告）

調査の結果、以下の土地について、鉛による土壤汚染を確認しました。（位置図参照）

- (1) 鉛の土壤溶出量基準を超過した土地：単位区画 9 か所（約 900 ㎡）
- (2) 鉛の土壤含有量基準を超過した土地：単位区画 1 か所（約 100 ㎡）

【土壤汚染が確認された区画の調査結果（中間）一覧表】

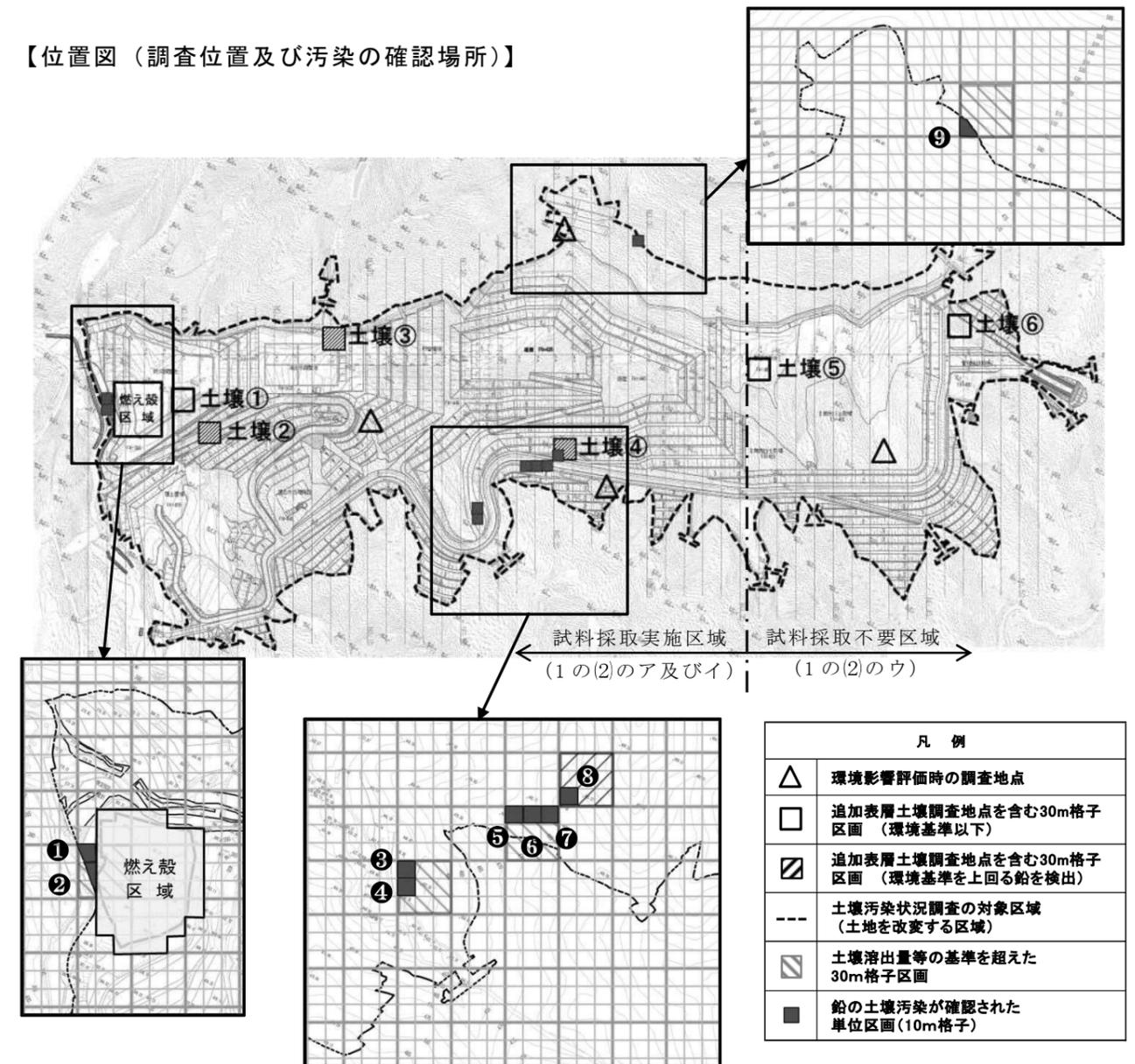
調査項目	単位	基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
鉛の土壤溶出量	mg/L	0.01	0.014	0.018	0.030	0.020	0.021	0.023	0.013	0.012	0.025
鉛の土壤含有量	mg/kg	150	47	47	16	16	18	18	18	29	240

※ は基準超過を表す。

3 今後の対応

- (1) 土壤汚染が確認された単位区画 9 か所（約 900 ㎡）については、汚染のある区域として指定するなど、土対法に基づく手続きを進めます。
- (2) 当該区画については、土壤汚染の深さを特定した後、建設工事の施工前に、土壤汚染対策（汚染の除去や封じ込め等）を実施します。
- (3) 土壤汚染が認められなかった区域については、建設工事を再開します。

【位置図（調査位置及び汚染の確認場所）】



凡例	
△	環境影響評価時の調査地点
□	追加表層土壌調査地点を含む30m格子区画（環境基準以下）
▨	追加表層土壌調査地点を含む30m格子区画（環境基準を上回る鉛を検出）
---	土壤汚染状況調査の対象区域（土地を改変する区域）
▨	土壤溶出量等の基準を超えた30m格子区画
■	鉛の土壤汚染が確認された単位区画(10m格子)